

専門職紹介制度のしおり

1 制度について

センターは、所得や資産を有していない、身寄りがいないなどにより第三者後見人が受任するのが難しい方へ法人後見を行っています。この対象者以外の方に、弁護士、司法書士及び社会福祉士を紹介する「多摩南部成年後見センター専門職紹介制度」（以下「紹介制度」といいます。）を実施しています。

専門職の方々はセンターにあらかじめ登録されています。

2 利用対象者

構成5市の市民で後見人等を必要としている方、又は任意後見をご希望の方。

3 費用

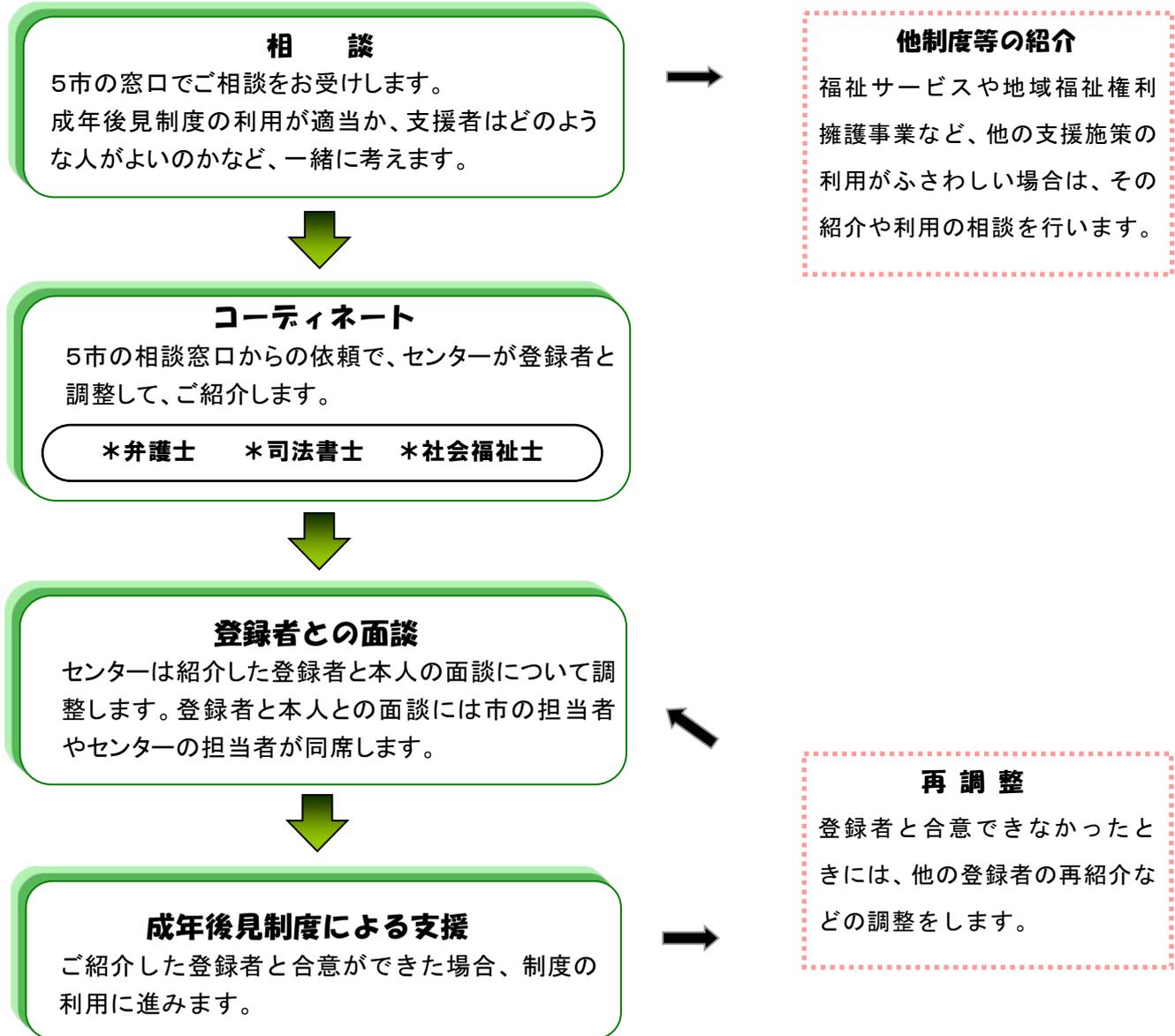
- (1) 登録者の紹介料は無料です。
- (2) 法定後見の報酬（本人が負担する費用）は、家庭裁判所が決定します。
- (3) 任意後見の報酬などは、本人と相談して金額を決めることになります。

4 専門職の登録基準及び登録期間

登録の基準は、以下のとおりです。登録期間は2年間とし、更新可能です。

- (1) 専門職は弁護士会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部又は公益社団法人東京社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあ東京のいずれかに所属していること
- (2) 構成5市（調布、日野、狛江、多摩、稲城）内又はその近隣区市に活動の拠点か自宅があること
- (3) 原則として現在又は過去に後見人となった実績があること
- (4) 原則として東京家庭裁判所及び同家庭裁判所立川支部に提出している成年後見人等候補者名簿に登録されていること
- (5) 本紹介制度の内容を尊重して、誠実に後見事務を執行することができること
- (6) 紹介には可能な限り応ずることができること

5 紹介の流れ



6 構成5市の相談窓口・問い合わせ先

| 構成5市 | 相 談 窓 口 | 電 話 番 号 |
|------|-------------------|---------------------|
| 調布市 | 福祉総務課 | 042 (481) 7323 (直通) |
| 日野市 | 福祉政策課・高齢福祉課・障害福祉課 | 042 (585) 1111 (代表) |
| 狛江市 | 福祉政策課 | 03 (3430) 1111 (代表) |
| 多摩市 | 福祉総務課 | 042 (400) 0868 (直通) |
| 稲城市 | 生活福祉課 | 042 (378) 2111 (代表) |

7 問い合わせ先

〒182-0026 調布市小島町3丁目69番地2 第一荒井麗峰ビル2階
一般社団法人 多摩南部成年後見センター TEL 042-498-5802 FAX 042-498-5803